

院外処方せんマニュアル（保険薬局用）

1. 対象患者および院外処方せん発行時間

(1) 院外処方せんを発行する患者

- ・ 原則、全ての外来患者

(2) 院外処方せん発行時間

- ・ 月～金曜日 8：30～17：00（土・日・祝日・年末・年始を除く）

2. 疑義照会および報告について

(1) 疑義照会について

- ・ 処方内容についてはFAXをお願いします。
（病院ホームページ「医療関係者の方へ」をクリックすると「保険薬局の皆様へ」があり、その中に疑義照会マニュアルがあります。
疑義照会票を使用して下さい。）
- ・ 返答は薬剤科よりFAXで行います。
（できるだけ急いで対応したいと思います。）
- ・ 保険などに関するお問い合わせも疑義照会票をFAXして下さい。
（医事科で対応します。）
- ・ 応対時間は原則、診療時間内です・
（8：30～17：15）

(2) 副作用報告について

- ・ 疑義照会票を用いFAXで報告して下さい。
（24時間受け付けます。）

(3) 調剤過誤・事故の報告について

- ・ 日本薬剤師会作成の「薬局・薬剤師のための調剤行為に起因する問題・事態が発生した際の対応マニュアル」別紙2「調剤事故（過誤）報告書」を当該薬局より薬剤師会にFAXした後、余白に当院患者ID番号を記入し患者名を一文字おきに塗りつぶし当院へFAXして下さい。
（24時間受け付けます。）

(4) その他の情報共有について

- ・ 上記（1）～（4）以外の事で病院と情報を共有したほうが良いと判断される内容につきましては、概要を記入してFAXして下さい。
（フォーマットは決めていません。）

3. 処方せんの紛失（有効期限内）

- ・保険薬局からの電話での再発行依頼は受け付けません。
患者来院後に手続きを行いますので、来院を促して下さい。

4. 院外処方せんの手書き修正について

- ・院外処方せんに、有効期限（医師の訂正印があります。）以外で手書された処方内容がある場合、当該処方せんは無効です。
ただし、リフィルの指示に限り、リフィル可の二重線に訂正印を押した上で手書きになる場合があります。
- ・公費・保険などの記号番号を手書きで修正・書き足す場合があります。その際、修正した箇所に訂正印を押印しますので有効処方せんとして取り扱い下さい。

平成 27 年 3 月 作成
令和 6 年 9 月 改定

見附市立病院

住所：見附市学校町 2 丁目 13 番 50 号

電話：0258-62-2800（代表）

F A X：0258-86-7882（薬剤科直通）